丹波市森林林業振興協議会次第

日時:令和4年2月16日(水)

	午後2時00分~
	場所:柏原住民センター2F 会議室A
1.	開一会
2.	あいさつ
3.	自己紹介
4.	副会長の選出
5.	報告事項 ①令和2年度林業振興施策の実績について ②令和3年度林業振興施策の取組・進捗状況について
6.	協議事項 令和4年度林業振興施策(案)の概要について
7.	その他
8.	閉 会

森林林業振興協議会委員名簿

※敬称略

							入旬	牧称略
番号	本会役職	所 属 区 分	所 属 団 体 名	所属役職名	E	毛	各	
1	会 長	行政 (市)	丹 波 市	市長	林	B	寺	彦
2	副会長	行政(県)	丹波農林振興事務所	所長	東	甫		実
3	委員	森林組合	丹波市森林組合	代表理事組合長	中原	₹ ī	E	文
4	委員	林竹祖口	丹波ひかみ森林組合	代表理事組合長	本 .5	Ė		修
5	委員	市内	丹波市製材協会	会 長	足互	立 月	戓	人
6	委員	林業従事者	緑 栄 会	会 長	井木	艮 郭	義	直
7	委員		丹波市木材林産協同組合	理事長	足互	<u>t</u> ;	光	敏
8	委員		(協)丹波林産振興センター	代表理事	西	脇		誠
9	委員	識見を	(協)丹波林産振興センター	理事	足互	立 \$	栄	逸
10	委員	有する者	(一社) 兵庫県建築士事務所協会 北播磨支部柏原地区	代表	谷 丿	II 3	光	=
11	委員		市民参画型地域活動組織代表 (ふるさと和田里山づくり協会)	代表	村 _	Ŀ ā	芳	功
12	委員		丹波の森研究所	研究員 (森林インストラクター)	門_	Ŀ ª	幸	子
13	委 員	公募による 市 民			古川	嘉	兵	衞
14	オブザーバー	行 政 (県担当)	丹波農林振興事務所 森林課	課長	雜	買	兼	彰
15			丹波市産業経済部	農林担当 部長(事務局長)	畑田	弥	須	裕
16			農林整備課	課長	近 尨	泰 5	克	彦
17				副課長 兼農林整備係長	中名	谷 -		志
18	事務局	丹波市	林業振興係	係長	堂。	本 3	英	明
19	-1 -171 /PJ	וןי אור ר		主査	矢 扌	寺 5	宏	樹
20				主事	依 尨	泰 每	敢	紀
21				主事	矢 厚	₹ -	_	樹
22			_	主事	荻 野	翔	大	郎

令和2年度林業施策の実績について

公的森林整備の推進

森林経営計画の認定	5 件
間伐・更新伐面積	260.48 ha
作業道開設延長	33,786m
高性能林業機械の導入支援	フェラーバンチャー 1台
	グラップル 1 台
	支援額 7,444 千円
林道整備事業(路面復旧)	林道久良部線 235m

自治会等地域組織による森林整備活動の推進

森林山村多面的機能発揮対策交付金	16 組織 活動面積 84.1ha
住民参画型森林整備事業	生郷里山づくり懇話会 整備面積 O.2 ha
(県民緑税事業)	
丹波の里山づくり体験促進事業	チェンソー安全講習受講者 38 名
(丹波の森構想 30 周年記念事業関連)	

丹波市産材の利用促進

公共建築物等への木材の利用推進 しろやまアフィ (平成31年4月「丹の木づかい推進プ 桧倉加圧ポスラン策定」)

しろやまアフタースクール※繰越(木造化) 桧倉加圧ポンプ場外装改修工事(木質化) 木製遊具の導入(木材利用)

氷上回廊フィールドミュージアム改修工事(木材利用)

地元産材を用いた住宅建築への支援

18 戸 使用材積 373.6 m³

県民緑税を活用した森林整備の推進

野生動物共生林整備	(整備造成) (調査)	白毫寺 白毫寺]	
里山防災林整備	(整備造成)	上滝	II 4.85 ha
	(調査)	岩本・文室・惣	寺 45.00 ha
	IJ	田	路 13.50 ha
緊急防災林整備(斜面対	対策)	下三井庄・阿草・北野・栗住	野 16.66ha
" (渓流対	対策) (整備造成)	5 渓流(日比宇	・山田・谷村)
	(調査)	1 沒	溪流(南油良)
針葉樹林と広葉樹林の流	昆交林整備	(植栽:3年次) 上地	2.45 ha
	(作業	美道開設:2 年次) 三元	7 1,412 m

森林環境譲与税を活用した森林整備の推進

森林吸収源整備事業	整備面積 31.07 ha 作業道 1,084 m
未整備林調査支援事業	森林境界の確認・測量 9.79ha
経営管理集積林整備事業	_
緊急里山林整備事業	整備業務 10 地区(21 箇所) 調査業務 2 地区(12 箇所)
林業事業体等活動促進事業	補助申請なし ※新型コロナ感染拡大防止の 影響による

林業普及推進員制度の活用

林業普及推進員の自治会等への
派遣・協議3 自治会等 延 26 回休業普及推進員活動報告会(生郷 22 回・栗住野 3 回・五ケ野 1 回)林業普及推進員活動報告会開催の見合わせ
※新型コロナ感染拡大防止の

影響による

森林病害虫防除対策の推進

松くい虫特別防除業務散布面積 138.9 ha景観伐倒業務(過年枯れ松林の整備)伐採材積 116.25 m³

気象害による倒木等の処置対策

簡易土留工設置事業 敷設土留工 19 基 延 69m

その他

職場募金 217,183 円 団体募金 18,054 円 窓口募金 1,696 円 地域活動助成金 和田小学校裏山記念植樹

令和3年度林業施策の取組・進捗状況について(実績見込)

下段(R4.1.31 現在)

公的森林整備の推進			
森林経営計画の認定			5 件
間伐・更新伐面積			(4件) 315.17 ha
作業道開設延長			$\begin{array}{c} (153.04 \text{ ha}) \\ \hline 41,107\text{m} \end{array}$
古州水井本松井の溝1十位		H	$\frac{(17,934\text{m})}{5}$
高性能林業機械の導入支援		ク グラップル付フ	ラップル1台
			オリータ 1 盲 7,216 千円
林道整備事業(路面補修)		人1 友似	7,210 🗇
你但至朋 节 来(的四佃修)		林道笹	西線 (125 m)
自治会等地域組織による森林整備	= 活動の推進		
森林山村多面的機能発揮対策な		18 組織 活動	而積 84 1 ha
住民参画型森林整備事業	C13 III.	10 /11/19/1	m / C 1.1 III
(県民緑税事業)		地元カ	らの要望なし
丹波の里山づくり体験促進事業		チェンソー安全講習	
(丹波の森構想 30 周年記念事	業関連)	/エン/一女主神白	文碑有 20 石
丹波市産材の利用促進 公共建築物等への木材の利用推 (平成 31 年 4 月「丹の木づかい推 ラン策定」)	_	道の駅おばあちゃん((木質(の里再整備工事 化・木材利用)
地元産材を用いた住宅建築への支	艺援	24 戸 使用材	積 415.2 ㎡
県民緑税を活用した森林整備の推	進		
野生動物共生林整備	(整備造成)	白毫	詩Ⅱ 6.68ha
五工奶炒兴工作走佣	(調査)		坂 I 40.0ha
里山防災林整備	(整備造成)	岩本・文室	・惣持 5.14 ha
	// (=m-+-)		田路 4.97ha
	(調査)		森 8.70ha
取名[][[[]]][[]][[]][[]][[]][[]][[]][[]][[(敢/告:生亡)		領町 6.30ha
緊急防災林整備(渓流対策)	(整備造成)		L 渓流(氷上)
" (斜面対策)		整備面積	25.56 ha (22.29 ha)

針葉樹林と広葉樹林の混交林整備 広葉樹植栽: 3 年次 三方 3.42 ha

森林環境譲与税を活用した森林整備の推進

森林吸収源整備事業	整備面積 42.96 ha 作業道 223m
未整備林調査支援事業	森林境界の確認 22.8 ha 測量 1.21 ha
経営管理集積林整備事業	
緊急里山林整備事業	整備箇所 15 箇所
林業事業体等活動促進事業	2 事業体 4 講習
未整備林広葉樹転換促進事業	整備面積 1.49 ha 作業道 500m

林業普及推進員制度の活用

5 自治会等 延 16 回
(生郷 11 回・栗住野2回・市辺1回
畑内1回・酒梨1回)
レベルアップ講座 1回開催
(R3.12.1)

森林病害虫防除対策の推進

松くい虫特別防除業務	散布面積 105.9ha
景観伐倒業務(過年枯れ松林の整備)	伐採材積 110.0 ㎡

気象害による倒木等の処置対策

簡易土留工設置事業 敷	/ 3 4 22 1 	基	延 74 m
-------------	------------------------	---	---------------

その他

		職場暴金 2	212,054 円
緑化事業	(緑の募金関連)	団体募金	5,260 円
		窓口募金	1,896 円
		地域活動助成金 自治会原	听有地植樹

令和4年度林業振興施策(案)の概要について

<既存事業の推進目標>

公的森林整備	(目標値)
森林経営計画の認定	5 件
間伐・更新伐面積	280.0 ha
作業道開設延長	30,000 m
自治会等地域組織による森林整備	
森林山村多面的機能発揮対策交付金	15 組織 活動面積 6 0ha
丹波の里山づくり体験促進事業	チェンソー安全講習会
(丹波の森構想 30 周年記念事業関連)	受講者 30 名
県民緑税を活用した森林整備	
野生動物共生林整備(整備造成) "(調査)	戸坂 I 戸坂 II
里口的灰杯歪桶(歪桶边风) (調査)	野瀬、市ノ貝
住民参画型森林整備	地元要望による新規採択
緊急防災林整備(渓流対策)	地元要望による新規採択
" (斜面対策)	林業事業体要望による新規採択
針葉樹林と広葉樹林の混交林整備	林業事業体要望による新規採択

<森林環境譲与税活用事業の取組(令和元年度から開始4年目)>

◎森林環境讓与税活用事業の推進

・温室効果ガスの排出削減や災害防止等を図るため、「森林環境 税」が創設され、令和元年度から「森林環境譲与税」として国 から県市町村に配分。この新たな財源を活用し、これまでの既 存事業では取り組めなかった**未整備林の環境整備や木材利 用の推進等**を実施する。

[令和4年度予算要求額 9,480万2千円](前年度決算見込額の約2,080万円増)

≪今後の譲与額見込額≫
・令和6年度~ 1億1,600万円

○緊急里山林整備事業

・市民(地域)ニーズを第一に! (50 箇所以上の要望地) 人家裏危険木伐採など"山際に居住の市民の不安解消"

森林環境譲与税活用 事業

[令和4年度予算要求額 3,750万円] (前年度決算見込額の約1.8倍)

〇森林吸収源整備事業

ſ

・手入れが行き届いていない"未整備林"への対応 特に荒廃の著しい森林を「**災害に強い森づくり」の視点**で環境 整備に取り組む。

[令和4年度予算要求額 3,951 万4千円] (前年度決算見込額の約1.8倍)

〇未整備林広葉樹転換促進事業

・未整備林内の人工林において、森林の公益的機能の発揮が期待できる広葉樹へ転換し、「**災害に強い森づくり」の視点**で中長期にかけ混交林化を目指す。

令和4年度予算要求額 582万4千円〕 (前年度決算見込額の約1.4倍)

○資源循環型更新伐促進事業【新規】

・利用期を迎え、高齢級化に伴い二酸化炭素吸収量が減少傾向にあるスギやヒノキの人工林について、「**資源の循環利用」の視点** で人工林の再造林を図り、森林による二酸化炭素の吸収効果を最大限発揮することを目指す。

[令和4年度予算要求額 293万3千円]

森林経営管理制度

森林所有者の意向に応じ市が森林管理を受託

林業普及推進員制度 の活用

森林に対しての不安や悩みを持つ自治会等への派遣 林業普及推進員(委嘱者15人)のレベルアップ講座

<円(まごころ)の木づかい推進プランに基づく取組(H31.4 策定)>

取組目標

2028 年度(令和 10 年度)を目標年度とし、以下の推進目標を定める。

☆木造化の達成率 50%

木造化公共建築物(施設数)/木造化対象公共建築物(施設数) ☆木質化の達成率 100%

木質化公共建築物(施設数)/木質化対象公共建築物(施設数)

丹波市産材の利用 促進

○令和4年度に木造・木質化への取組を進める施設

- ·山南地域統合中学校新築工事(令和4年度完成) **<令和4年度森林環境譲与税充当額 3,000万円>**
- ・地元産材利用促進事業・・・ [目標:使用材積 400 ㎡]<令和4年度予算要求額 800万円(※一般財源)>

〇ハッピーバース応援ギフト事業

・出生祝い品として、**「木育」の視点**で市内産材木製玩具を贈呈 (健康課)

<令和4年度森林環境譲与税充当予定額 500 万円>

〇生ごみ処理機(キエーロ)【新規】

・「**資源循環」の視点**で、市内産材により作製される生ごみ処理機の購入補助支援(環境課)

<令和4年度森林環境讓与税充当予定額 45万円>

○基金の設置と運用の考え方

・山南地域の統合中学校舎をはじめ、将来的に建設予定の公共建築物等の木造化・木質化などに必要な財源として、計画的に積みたてながら効果的に運用する。

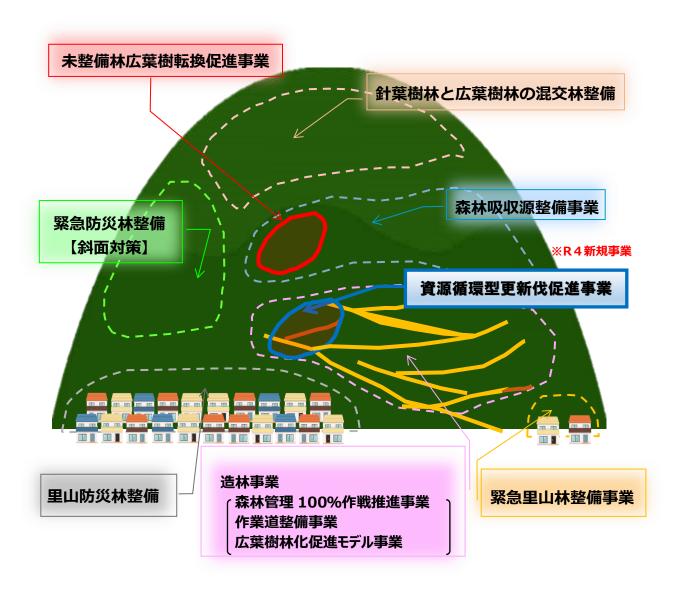
丹波市森林づくりビジョン 策定

平成24年度の策定から10年目の節目を迎えるにあたり、現代林業の動向や各種新制度を盛り込み、数十年後の森林を見据えた専門的知見を加えたビジョンとするため、改定業務委託を行います。(完成時期:令和5年度末)

丹波の森構想 30 周年 記念事業

- ・モデル地区(6団体)へのアドバイザーの派遣
- ・活動支援メニューの提案など

丹波市の公的森林整備 -森林の現況にあわせ整備メニューを考えます



事 業 名	どんな森林で	整備内容	財源	R4 要求額
資源循環型 更新伐促進 事業 R4 新規事業	主伐期を迎え、高齢級化に伴い、吸収量が減少傾向にあるスギ・ヒノキの人工林において、若齢林に更新を図ることにより、森林吸収量の向上が望まれる森林。	若齢林に更新を行い、間 伐の着実な実施に加え て、「伐って、使って、植 える」という資源の循環	森林環境譲与税	293万3千円

未整備林広葉樹転換促進事業	未整備林内の高林齢なス ギ・ヒノキの人工林にお いて、水源かん養や土砂 流出防備など森林の公益 的機能の発揮が期待でき る広葉樹への転換が望ま れる森林。	手入れ不足の人工林を対象に、「環境機能増進伐 (=地表に光が届く程度 の強度間伐)」を行い、鹿の不嗜好性植物や早生樹などを植栽し広葉樹林や 混交林への転換を図る。	森林環境譲与税	582 万 4 千円
緊急防災林整備【斜面対策】	急峻な地形により伐採木 を搬出するための森林作 業道が整備しにくい森 林。	伐採した木は等高線上に ならべ、表土の流出を防 ぐ「簡易土留工」として活 用する。	県民緑税	2,197万3千円
里山防災林 整備	倒木により人家に危険を 及ぼす恐れのある"危険 木"の伐採、周辺環境を阻 害する竹林の整備などが 必要な森林。	整備が必要であるとされる森林面積が 5ha 以上と比較的大規模な集落裏などを対象とする。	県民緑税	※県営事業 のため市予 算措置なし
針葉樹林と 広葉樹林の 混交林整備	手入れの遅れた山頂付近 などの高林齢なスギ・ヒ ノキの人工林。森林の機 能が弱っている森林。	部分的に皆伐し、跡地に 広葉樹を植栽。獣害防護 柵の設置により広葉樹林 群を育てる。	県民緑税	0 円 ※補助要望 なし
森林吸収源整備事業	これまで計画的な間伐な どの手入れがされていな い"未整備林"と呼ばれる 森林。	伐採した木は等高線上にならべ、表土の流出を防ぐ「簡易土留工」として活用。	森林環境譲与税	3,951 万 4 千円

造林事業 ①森%事業管作業 100事業 推進作事 広促事変 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	伐採木を搬出するための 森林作業道が整備しやす い、森林経営に向いてい る"経済林"と呼ばれる森 林。	森林経営計画と呼ばれる 事業計画に基づき、間伐 や作業道を整備する。伐 採したスギやヒノキは、 建築材やチップ、ベニヤ 板などの原料として原木 市場へ運搬される。	造林補助 金及び一 般財源	① ~③合 計 5,047万4千円
緊急里山林整備事業	倒木により人家に危険を 及ぼす恐れのある"危険 木"の伐採、周辺環境を阻 害する竹林の整備などが 必要な森林。	前頁「里山防災林整備」の 採択要件 5ha 以上の確保 が難しい小規模な事業地 を対象とする。自治会要 望に基づき実施。	森林環境 譲与税	3,750 万円

○丹波市森林林業振興協議会設置要綱

平成16年11月1日 訓令第57号 改正 平成19年3月30日訓令第32号 平成23年3月29日訓令第21号 平成24年10月23日訓令第49号 平成26年6月2日訓令第18号

(設置)

第1条 森林の持つ木材等生産機能、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化高揚機能等、多面的な機能を高度に発揮させるとともに、地場産材の優先利用・エネルギー利用など利用促進を図ることを目的として、丹波市森林林業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(業務)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議等を行う。
 - (1) 森林の機能区分に沿った多様な森林整備の推進に関すること。
 - (2) 森林の保全を図るための計画的な施業に関すること。
 - (3) 生産性の向上及び適正な森林の管理を進めるための林道及び作業道の整備に関すること。
 - (4) 森林資源の有効活用に関すること。
 - (5) 前各号のほか、森林林業の振興に必要な施策に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。
 - (1) 森林組合の代表理事組合長 2人
 - (2) 森林行政と関係のある県の地方機関の職員 1人
 - (3) 市内の林業従事者 2人
 - (4) 識見を有する者 6人以内
 - (5) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、市長をもって充て、会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 副会長は、委員の互選による。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席して成立し、その議事について表決を要するときは、出席委員の過半数で可否を決する。

(幹事)

- 第7条 協議会に幹事を置く。
- 2 幹事は、協議会の求めにより、必要な資料を提出し、又は意見を述べることができる。
- 3 幹事は、必要に応じ会長が関係機関の職員の中から選出する。 (庶務)
- 第8条 協議会の庶務は、産業経済部農林整備課において処理する。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に 諮り、これを定める。

附則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第32号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日訓令第21号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月23日訓令第49号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月2日訓令第18号)

この要綱は、公布の日から施行する。